

株式会社 アイ・エム・ジェイ 定款

平成22年6月24日 作成

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、「株式会社 アイ・エム・ジェイ」と称し、英文では、「IMJ Corporation」と称する。

(目的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータハードウェア・ソフトウェア、映像ソフト、映像用機器、音楽ソフト及び音響機器の開発、制作、販売、輸出入及びレンタル
- (2) コンピュータシステム、コンピュータネットワークシステム及び映像システムの設計、施工、販売、輸出入及びレンタル
- (3) 前記第1号及び第2号に定める業務に関するコンサルティング及び保守業務
- (4) コンピュータシステムを利用した情報提供業務、広告代理業務、市場調査業務及び販売代理業務
- (5) 文具・各種出版物の企画、制作、販売
- (6) 特許権、商標権、著作権、キャラクターの管理、取得、使用許諾及び譲渡
- (7) 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
- (8) 民間デジタル通信のソフトウェアサービスの提供
- (9) 無線を利用した自営通信サービスの提供
- (10) コンピュータ関連のセミナー及び研究会などの運営
- (11) 損害保険代理業務
- (12) インターネットに関するコンピュータシステムの開発
- (13) クライアントサーバーシステム（分散ネットワークシステム）の開発
- (14) 情報通信に関するパッケージソフトの開発
- (15) 前記第12号ないし第14号に定める業務に関するコンサルティング
- (16) 広告代理店業
- (17) キャラクターの企画・開発・デザインの販売並びにキャラクターを使用した衣料用繊維製品、装身具、かばん、靴、時計、文具等の製造、及びその著作権管理
- (18) 音楽・映像・映画・ゲーム等コンテンツの企画・製作・配給・販売
- (19) 音楽著作権の取得・管理・並びに譲渡
- (20) 一般労働者派遣業及び特定労働者派遣業
- (21) 日用雑貨品の企画、制作、販売
- (22) 衣料品の企画、制作、販売
- (23) 食料品・飲料水の販売
- (24) スポーツ用品の企画、制作、販売
- (25) 皮革製品の企画、制作、販売
- (26) 時計・貴金属の企画、制作、販売
- (27) 家庭家電製品の企画、制作、販売
- (28) 事務用品の企画、制作、販売
- (29) 事務機器の企画、制作、販売
- (30) カラオケ機器の企画、制作、販売
- (31) 化粧品の企画、制作、販売
- (32) 酒類の企画、制作、販売
- (33) 携帯電話・通信機器の企画、制作、販売
- (34) 健康器具の企画、制作、販売
- (35) 遊戯用機械の企画、制作、販売

- (36) 食堂、料理飲食、喫茶等のサービス業
- (37) 経営コンサルティング業務
- (38) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、49万6,400株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第8条 当社の発行する株式に関する取扱い及び手数料並びに株主提案権その他の株主権の行使手続は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2. 前項のほか、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

## 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時

株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。

(招集地)

第12条 当会社の株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は3名以上とする。

(選任の方法)

第19条 取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(解任)

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

3. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は3名以上とする。

(選任)

第29条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任)

第30条 当社は法令又は定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会に

において監査役の補欠を予め選任することができる。

2. 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
3. 第1項に定めによる予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。
  3. 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(解任)

- 第32条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(常勤監査役)

- 第33条 監査役は監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

- 第34条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
2. 監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
  3. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬等)

- 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

- 第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当

該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第43条 配当財産がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。また、期末配当金及び中間配当金には利息を付さない。

以 上